### 町の申告受付期間▶ 2月17日 周~3月17日 周 お早めに準備を

令和7年度分の**町・県民税**と令和6年分の**所得税**の申告受付を下記の日程で行います。 行政区ごとに午前・午後で日程を分けさせていただきましたので、混雑緩和にご協力ください。 ※マスクの着用、手指の消毒にご協力ください。また、体調不良の方はご遠慮ください。

# 町の申告受付日程表

混雑状況によっては、対象の行政区の方を優先的にご案内させていただく場合や、対象の行政区でない方は 受付をご遠慮いただく場合がございます。

※混雑の状況により、対象の行政区の方を優先して案内する場合があります。	17 日 (月)	14 日 金	13 日 休	12 日 (水)	11 日 (火)	10 日 仴	7 日 金	6 (末)	5 日 (水)	4 日 災	3月3日(月)	28 日 金	27 日 休	26 日 (水)	25 日 火	21 日 金	20 日 休	19 日 俶	18 日 火	2 月 17 日 (用)	月日	
	全町対象	全町対象	全町対象	風布の各区大字中野上・井戸	大字本野上の各区	大字長瀞の各区	岩田区	野上下郷の各区大字矢那瀬	中野上区	上袋区	石原区・下袋区	下宿区	下山区	五区	長瀞区	長瀞上区	岩田区	宮沢区	小坂区	矢那瀬上郷区		対
						全町対象					上袋区	根岸区	上宿中宿区・原区	長瀞宝登山区	大木小路区	上長瀞区	辻区·杉郷区	大字井戸の各区・風布区	滝の上区	矢那瀬下郷区	<b> </b>	区
ります。				役場 3 階大会議室														会場				

## 町・県民税(住民税)の申告

申告は、令和7年度の町・県民税や国民健康保険税などの賦課資料となるばかりでなく、所得証明などの発行資 料となります。

扶養されている方や収入のない方でも、申告されないと所得状況を確認できないため、所得証明が発行できない ほか、国民年金保険料免除申請、国民健康保険税の軽減措置や、児童手当、就学奨励費などの審査ができなくなる ことがあります。

# 申告が必要な方

原則として、令和7年1月1日現在、町内に住所が あり、令和6年中(令和6年1月~12月)に所得があ った方は申告が必要です。

ただし、次に該当する方は、申告義務が免除されます。

- ①所得税の確定申告をされた方
  - ※町・県民税の申告をしたものとみなされます。
- ②給与所得者で給与支払報告書が勤務先から町へ提出 されている方

町・県民税の申告書は送付していませんので、 直接会場へお越しください。

- ③公的年金等の支払を受けている方
  - ※②・③については、給与・年金以外の所得がある 方は申告が必要です。(町・県民税は所得税と違い、 所得額が20万円以下の方でも申告が必要です。)

なお、次に該当する方は、申告してください。

- ○給与・年金等の収入があり、各種控除を追加する方
- ○収入がなかったが、国民健康保険などに加入してい る方、医療・福祉等の行政サービスの適用を受ける 方、所得証明書が必要な方

税務職員を装った**「振り込め詐欺」**にご注意 ください。

